

令和8年7月28日16時27分ごろに発生した地震に関する
最新の対応状況を随時お知らせします

※各項目をタップするとそれぞれのページにジャンプします

令和8年8月28日現在情報

タイトル	内容	問い合わせ課等
総合窓口の開設について		
NEW! 総合窓口の開設について	総合相談窓口を9月1日(火)から開設します。 ◇開設場所 嘉島町役場2階大会議室 ◇受付時間 午前9時から午前11時30分、午後1時30分から午後4時まで ◇主な業務 被災者生活再建支援金の申請受付、住宅の応急修理の申請受付、賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の申請受付、各種相談など ※その他の業務受付は、各担当課窓口で行ないます	町民保険課 237-2574
生活に関すること		
給水について	●給水場所：嘉島町文化財センター（嘉島町上島531） ●給水時間：午前7時から午後7時 ※水を入れる容器は各自ご持参ください。	農政課 237-2629
飲用井戸の水質検査	毎月第1水曜日・第3水曜日に水質検査を実施 令和8年9月は、9月2日と9月16日に実施	水環境課 237-2652
ごみの出し方	【通常家庭ごみ】ゴミカレンダーどおり 【災害ごみ】令和8年8月1日(土)～令和8年8月31日(月)まで くまトヨスポーツパークで受入（8月30日は休み） ●午前：8時30分～11時30分(11時30分受付分まで) ●午後：13時30分～16時30分(16時30分受付分まで) 令和8年9月1日(火)～9月11日(金)は災害ごみの一部を 益城クリーンセンターで受入。 り災証明書(被災証明書)等を提示することで処理手数料が無	水環境課 237-2652
被災者への入浴支援事業	嘉島町にお住まいで、避難所で生活されている方、自宅の入浴設備が被災等により入浴できない方。無料で入浴できます。 ◆場所：嘉島湯本「水春」(嘉島町上島2232 イオンモール熊本敷地内)	福祉課 237-2576
外国人のみなさんへ	熊本県外国人サポートセンターでは、多言語による相談対応を行っています。 https://www.kuma-koku.jp/support-center/default.aspx	企画情報課 237-2641
イオン銀行ATM設置	令和8年熊本地震の影響により、イオン銀行の移動ATM車を設置しております。 ●営業日 令和8年8月17日(月)から9月1日(火)まで※土日はなし。 ●営業時間 午前9時から午後5時まで ●設置場所 役場駐車場 ※令和8年9月2日(水)より、役場隣の町民会館内に臨時設置となります。 ※利用可能な金融機関やサービスの詳細は、イオン銀行ホームページをご確認ください。 https://www.aeonbank.co.jp/atm/user/	
住宅・建築物に関すること		
住宅の緊急修理・応急修理	被災した住宅で緊急・応急の修理に対して、下記の支援制度があります。 【緊急修理】 ①屋根や外壁や窓ガラス等に被害を受けた住家に緊急でブルーシートやベニヤ板などを張る ②アパートやマンション等の外壁材(タイルやモルタル等)の剥がれに落下防止ネットの張る 【応急修理】 ③住宅本体に被害を受け、住むために必要最低限の応急的な修理を行う 令和8年熊本地震により瓦等が損傷した住家について、二次被害(雨漏り、瓦の落下等)を防ぐ緊急処置の資材として、ブルーシートを配布します。 【対象者】 令和8年熊本地震によりお住いの家の屋根瓦等が損傷し、二次被害防止のために養生が必要な世帯	企画情報課 237-2641
ブルーシートを配布します	令和8年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。 【要件】下の1から4のをすべて満たす方が対象となります。 1.災害発生の日時点において、災害救助法が適用された熊本県内の熊本市を除く20市町村に居住する方（嘉島町:災害救助法適用） 2.当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方（1）住宅が「全壊」し、居住する住宅がない方（2）住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）で解体を行う方(3)二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方(4)住宅の応急修理制度を利用する方で、「半壊以上」かつ、修理期間が1か月を超える方 3.他に居住できる住宅がなく、自らの資力で住宅を確保することができない方 4.「障害物の除去制度」を利用していない方 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与について	総務課 237-1112
賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与について	令和8年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。 【要件】下の1から4のをすべて満たす方が対象となります。 1.災害発生の日時点において、災害救助法が適用された熊本県内の熊本市を除く20市町村に居住する方（嘉島町:災害救助法適用） 2.当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方（1）住宅が「全壊」し、居住する住宅がない方（2）住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）で解体を行う方(3)二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方(4)住宅の応急修理制度を利用する方で、「半壊以上」かつ、修理期間が1か月を超える方 3.他に居住できる住宅がなく、自らの資力で住宅を確保することができない方 4.「障害物の除去制度」を利用していない方 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与について	都市計画課 237-2597
被災した家屋等の公費解体について	令和8年熊本地震により損壊し、り災証明書で半壊以上の判定を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去(公費解体)を行います。 申請手続き等の詳細は、決定次第お知らせします。	水環境課 237-2652
り災・被災証明書に関すること		
り災証明書被災証明書	《り災証明書》「住家」の被害の程度を証明するものです。 被害が比較的軽微なものについては、申請者が撮影した写真に基づき被害程度を認定します。 《被災証明書》「住家以外」の被災の事実を証明 (例)事務所、倉庫、カーポート、家具、塀、門扉 等 申請者が撮影した写真に基づき被災事実を確認します。 ●申請期間：令和8年8月3日(月)から当面の間 ※閉庁日を除く。 ●申請時間：午前9時～午後5時まで ●申請場所：嘉島町役場税務課	税務課 237-2639
ボランティアセンターに関すること		
ボランティア	ボランティアセンター開設 ●期間：令和8年7月31日(金)～令和8年8月31日(月)まで ●開設場所：嘉島町福祉センター（上益城郡嘉島町上島551番地） ●開設時間：午前9時～午後4時(受付時間) ●募集人数：30名／日 程度（熊本県内在住の方のみ）	社会福祉協議会 237-2981
公共施設に関すること		
社会教育施設臨時休館・休園	【8月8日より再開】嘉島町公民館近隣公園分館 【8月18日より再開】図書室(嘉島町民会館内) 【9月1日より再開】くまトヨスポーツパーク、スポーツ交流広場、小学校体育館、嘉島町民体育館、嘉島町民会館 ※西小体育館はステージ使用不可、町民会館は一部使用不可(詳細はリンク先) 【9月末まで休館】中学校体育館 令和8年7月末までにご予約の方で、地震によるホールのキャンセルにつきましては、右のお問い合わせ先へ 施設の再開情報については、 順次更新 して参ります	社会教育課 237-0058
高田みんなの広場公園	園路の利用を禁止します。 利用再開日については、現時点では未定です。	都市計画課 237-2597
子育て支援センター「あいあい」	令和8年8月3日(月)より通常どおり開所いたします。	福祉課 237-2576
矢形川湧水天然プール施設の利用禁止について	令和8年熊本地震の影響により、プール施設の一部が破損しているため当面の間、施設の利用を禁止します。施設の点検及び再開の目途は立っておりません。ご迷惑おかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。	総務課 237-1112
公共交通に関すること		
嘉島町乗合タクシー「ゆうすいGO」	28日(火)に発生いたしました地震の影響による運休は現在ございません。 ●往路出発時間（自宅等⇒指定乗降所） 9時 10時 13時 14時 ●復路出発時間（指定乗降所⇒自宅等） 11時 12時 15時 16時	企画情報課 237-2641
バス運行状況	熊本バス【運行状況】通常運行しております。 (注)「イオンモール熊本」バス停はご利用いただけません。	熊本バス
その他		
災害に便乗した悪質商法に注意!	地震などの自然災害の発生後は、住宅の修理等、自然災害に直接関係するものでだけでなく、自然災害を口実にした点検商法や貴金属の訪問購入など、自然災害に便乗した悪質商法によるトラブルがみられます。 家族や周囲の人も相談をして、冷静に対応してください。	総務課 237-1112
仮置場への不法投棄は禁止!	嘉島町総合運動公園西側駐車場及び広場に設置している災害ごみの仮置場にて、不法投棄の事案が発生しました。 今後、不法投棄があった場合は直ちに警察に通報します。 不法投棄が続く場合、仮置場の開設をストップします。 必ず仮置場のルールやごみ出しのルールを守ってごみを排出してください	水環境課 237-2652
◆防災行政無線の町公式LINE配信サービスのご案内◆ 嘉島町の下記内容をメール・LINE・HPにて同時配信いたします。 ・災害時における避難勧告や避難所開設などの災害関連情報 ・多数の住民の方を対象とした案内情報 【登録方法】LINEアプリの「友だち追加」画面から右のQRコードをスキャン又は「友だち追加」画面で「@kashima-town」をID検索して登録		



↑町公式LINE QRコード